

新入学予定のお子さんのいる保護者の皆様へ

令和7年度 就学援助制度「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給について(お知らせ)

本町では、山元町に住所を有し、町内の小・中学校に在学するお子さんを監護する保護者の方で、経済的に困窮し、町の就学援助の要件に該当する方に対し、学用品費、学校給食費等について、毎年度文部科学大臣が定める額を参考に援助しています。

そのうち、新入学児童生徒学用品費については、入学に必要である学用品等(ランドセルや制服、体操着など)を購入するための費用として、入学前(3月頃)に前倒して支給を実施しています。

ただし、町外へ転居予定の方や山元町立小・中学校以外の学校へ通学される方、生活保護を受給されている方は対象外となります。万が一支給を受けた場合には、返還していただきます。

対象となる方(申請後に審査があります)

(1) 生活保護に準ずる程度に経済的に生活が困窮している世帯で、次の事項に該当する場合(準要保護者)

前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ・生活保護が保護の停止又は廃止となった世帯
- ・町民税が非課税又は減免されている世帯
- ・国民年金保険料が免除されている世帯
- ・国民健康保険税の徴収の猶予又は減免されている世帯
- ・児童扶養手当の受給を受けている世帯
- ・生活安定資金の貸付を受けている世帯

上記以外の者で、特に援助が必要と認められる者

(所得により審査があります。援助の対象となる所得については、家族構成や年齢等により異なります。)

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する方は、就学援助受給申請書に必要書類を添付し、「山元町教育委員会教育総務課へ令和7年1月8日(水)から令和7年1月31日(金)まで」に提出してください。(令和6年度就学援助費をすでに受給されている方でも、入学前支給を希望する場合は、新たに申請が必要になります。)

なお、今回入学前支給を申請されない場合でも、入学してから就学援助の申請をして、4月からの支給認定を受けた場合には、新入学児童生徒学用品費は支給されます。

支給金額は、対象者1人につき、「小学校 57,060円」、「中学校 63,000円」です。認定者に対し、3月中旬までに保護者指定口座へ支給する予定です。ただし、上記の支給金額は、令和6年度のものになりますので、次年度の支給金額が増額改定された場合には、1期分の支給として差額を支給いたします。

申請を希望する場合、申請用紙は山元町教育委員会教育総務課及び町内小学校にありますのでどちらかへ申し出てください。

お問い合わせ先

山元町教育委員会 教育総務課

電話 37-5115

(午前8時30分～午後5時まで。土日・祝日を除く。)